

松江市歯と口腔の健康づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯と口腔の健康づくりに関する基本となる事項を定め、生涯を通じた効果的な歯と口腔の健康づくりを推進し、もって市民の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項を基本として自助、共助及び公助のそれぞれの観点から、市民、地域の健康づくりに取り組む組織、事業者及び歯科医療関係者（以下「地域の健康づくりに取り組む組織等」という。）並びに市が協働して取り組むものとする。

- (1) 市民は、かかりつけ歯科医を持つなど、日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むこと。
- (2) 地域の健康づくりに取り組む組織等は、地域住民と一体となって、歯と口腔の健康づくりを充実させる活動に取り組むこと。
- (3) 市は、市内全ての地域において、全ての市民が、生涯にわたり最適な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができるよう、保健、医療、社会福祉、教育その他関連する分野と連携を図り、歯と口腔の健康づくりを充実させる環境を整備すること。

(市民の責務)

第3条 市民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自ら進んで歯科疾患の予防及び歯と口腔の機能に関する知識及び理解を深め、生涯にわたり歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(地域の健康づくりに取り組む組織の責務)

第4条 地域の健康づくりに取り組む組織は、基本理念にのっとり、地域の住民に対し、歯と口腔の健康づくりを広げていくために啓発活動に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、雇用する従業員の歯と口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

(歯科医師等の責務)

第6条 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策の推進に協力するものとする。

2 歯科医師等は、保健、医療及び社会福祉に関する業務を行うもの、教育機関並びに地域の健康づくりに取り組む組織（以下「関係機関等」という。）との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念にのっとり、関係機関等と連携を図りながら、歯と口腔の健康づくりに関する施策を効果的かつ着実に実施する責務を有する。

(基本的な施策の実施)

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため次に掲げる基本的な施策を実施するものとする。

- (1) 妊娠期から子育て期までの親子の健康の保持及び増進を図るとともに、適切な生活習慣を定着させることができるよう、口腔内環境を改善するための施策
- (2) 乳幼児期から学齢期までの子どもに対するむし歯の発生に至らせないた

めの施策

- (3) 成人期の生活習慣病の予防に寄与するよう、歯周病、むし歯その他の歯科疾患に対する対策を推進するための施策
- (4) 高齢期に適切な食生活を送れるよう、歯と口腔機能の維持向上を図るための施策
- (5) 障がいのある者や介護を必要とする者の歯と口腔機能の維持向上を図るための施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、総合的な歯と口腔の健康づくりの推進に必要な施策

2 市長は、前項に掲げる施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。